

2016年（平成28年）3月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

シティプロモーションに関することに係るコンピュータ処理について  
(答申)

2016年（平成28年）2月25日付けで諮問（第786号）されたシティプロモーションに関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては「3審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過について

藤沢に興味や関心のある人が集まり、魅力を知り、伝え、磨いていくことで藤沢を応援するコミュニティ「ふじさわファンクラブ（以下「ファンクラブ」という）」について、これまで藤沢市まちづくりパートナーシップ事業提案制度を活用し、特定非営利活動法人と本市による協働事業として運営を行っているが、平成27年度末に協働事業が終了することから、平成28年度以降は本市がファンクラブ運営を行い、その業務について民間事業者に委託する。

ファンクラブ運営の業務としては、会員向けの事業・イベントの実施、活動内容の情報提供、藤沢の多種多様な魅力の発信等を行うもので、会員情報の収集・管理についても受託業務の一つとなる。

会員情報については、加入申込時に収集するが、収集方法として対面、電話、FAX、電子メールでの方法だけでなく、平成26年度からファンクラブ運営とは別に市が委託している事業者が構築したふじさわシティプロモーション公式WEBサイト（以下「公式WEBサイト」という）から専用のエントリーフォームを活用しての収集方法があることから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) コンピュータ処理について

### ア コンピュータ処理の必要性について

ファンクラブ会員について、市民だけでなく市外の方からも広く募るため、市内イベント等での対面、電話、FAX、電子メールでの申込方法のほか、公式WEBサイトからエントリーフォームを活用しての申込方法を用意することで、新規会員の獲得につながることから、コンピュータ処理が必要となる。

### イ コンピュータ処理する個人情報の範囲及び利用の範囲について

#### (ア) コンピュータ処理する個人情報

- (a) 名前または団体・店舗の名称（必須事項）
- (b) 郵便番号（必須事項）
- (c) 住所（必須事項）
- (d) メールアドレス（必須事項）
- (e) 年代（必須事項）
- (f) 性別（必須事項）
- (g) 電話番号（任意）
- (h) エリア（市内13地域または市外）（任意）

#### (イ) 利用できるSNS（任意）

Facebookの場合、ユーザーネーム（ユニークURL）

Twitterの場合、Twitterアカウント

#### (イ) 利用の範囲

- (a) 会員証・会報等の送付
- (b) 会員向けのイベント、事業等のお知らせの通知
- (c) 藤沢の魅力情報等の発信

### ウ コンピュータ処理をする内容

ファンクラブ会員申込希望者は、公式WEBサイト内の「ふじさわファンクラブ会員募集」ページのエントリーフォームに必要事項を入力し、プライバシーポリシーに同意の上、送信する。送信後に、完了通知メールが申込希望者に届く。エントリーフォームの内容はSSL暗号化され、公式WEBサイトのサーバを経由し、ファンクラブ運営等業務受託者が用意するファンクラブ専用端末にメール（平文）で送信される。メール（平文）で送られてくる個人情報については、ファンクラブ運営等業務受託者がファンクラブ専用端末に会員情報としてリスト化した上で保存・管理を行う。

なお、平成27年度末までの会員情報は、協働事業者である特定非営利活動法人から本市が引き継ぎ、引き継いだ会員情報を平成28年度業務開始時にファンクラブ運営等業務受託者に受け渡す。

### エ 安全対策について

#### (ア) 企画政策課での安全対策

- (a) 協働事業として特定非営利活動法人が一括管理している会員情報については、平成27年度末にファイルにパスワードを設定した上で書き込

んだCDを本市が譲り受ける。CDの譲渡については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、譲渡記録簿を作成し双方で確認する。なお、同法人が独自に用意し使用していた専用端末から会員情報を完全削除するものとし、作業の際は企画政策課の職員が立ち会いを行う。

(b) 平成28年度以降、ファンクラブ運営等業務受託者への会員情報の受け渡しについては、ファイルにパスワードを設定した上で書き込んだCDを受託者へ貸し出す。受託者は速やかにファンクラブ専用端末に会員情報を保存し、その後CDを本市に返却する。CDの受け渡しについては紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬し、受け渡しの際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。

なお、(a)(b)いずれの場合も、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「藤沢市情報セキュリティポリシー」を遵守する。

(イ) エントリーフォームにおける安全対策

エントリーフォームにおける安全対策として、ファンクラブ会員申込希望者がエントリーフォームにて送信する情報はすべてSSLにより暗号化された状態で送信される。セキュリティの確保された安全な通信手段によりデータの盗聴・改ざん、なりすましを防ぐ。なお、サーバは公式WEBサイトを構築した事業者が業務契約に基づきレンタルサーバを用意しているもの。

(ウ) 受託者に求める安全対策

ファンクラブ運営等業務受託者についてはプロポーザルで選考することとしており、平成28年4月1日から業務を委託する。

ファンクラブ運営等業務受託者に求める安全対策は次のとおりとする。

- (a) 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、適正に管理する。
- (b) 会員情報の編集作業については、業務責任者及び従事者についての名簿を提出する。
- (c) ファンクラブ専用端末の操作についてはユーザーID及びログインパスワードによる認証を行い、端末操作は事前に名簿を提出している業務責任者及び従事者に限定する。
- (d) ログインパスワードは定期的に変更する。
- (e) 会員情報は常にファンクラブ専用端末に保存し、外部へ持ち出さない。また、会員情報の保存については圧縮ファイルにし、英数合わせて8桁以上のパスワードを設定した上で保存する。パスワードは定期的に変更し、作業は事前に名簿を提出している業務責任者及び従事者に限定する。
- (f) ファンクラブ専用端末については、コンピュータウィルス対策ソフトを利用し、最新のウィルスパターンを適用し、ウィルス対策を施す。
- (g) ファンクラブ専用端末はワイヤーロックを活用し室外に持ち出せないようにする。

- (h) ファンクラブ専用端末を保管する場所は施錠ができる室内とし、室内に入室できるものは事前に名簿を提出している業務責任者及び従事者に限定する。
- (i) 電子メール（メールマガジンを含む）による会員向けのお知らせを通知する場合、発信前に必ず、宛先及び内容について事前に名簿を提出している業務責任者及び従事者のうち2名以上で確認を行う。また、会員情報を記載した資料を電子メール（メールマガジンを含む）に添付しない。
- (j) 紙に出力した会員情報については、事前に名簿を提出している業務責任者及び従事者のみが使用し、廃棄する際は復元不可能な形に処理した後に廃棄する。
- (k) 会員情報を含むデータは本市の許諾なくして複製しない。
- (l) 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者に周知徹底する。
- (m) 取り扱う全ての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏洩などが行われないよう管理を徹底する。
- (n) 受託者に変更が生じた場合及び契約完了時は本市へ会員情報を返還する。会員情報の受け渡しについては、パスワードを設定した上で書き出したCDを受け渡す。CDの受け渡しについては紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬し、受け渡しの際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。また、受託者が保有する会員情報を確実に消去し、消去したことの証明書を提出する。
- (o) 上記(c)から(n)までについて実施した内容を報告書に記載し、月末締め翌月初旬に提出する。

(3) 実施時期

2016年（平成28年）4月1日（予定）から2017年（平成29年）3月31日（予定）まで

(4) 提出書類

- ア 別紙1 平成28年度の会員情報の流れ
- イ 別紙2 平成28年度ふじさわファンクラブ運営等業務要求仕様書
- ウ 別紙3 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、ファンクラブ会員について、市民だけでなく市外の方からも広く募るため、市内イベント等での対面、電話、FAX、電子メールでの申込方法のほか、公式WEBサイトからエントリーフォームを活用しての申込方法を用意することで、新規会員の獲得につながることから、コンピュータ処理が必要であるとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性は認められる。

(2) 安全対策について

2 実施機関の説明要旨(2)安全対策エ(ア)(a)及び(b)、(イ)並びに(ウ)(a)から(o)までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア 実施機関における安全対策

(ア) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (ア)(a), (b)

(イ) データ媒体の安全性を高めるための措置 (ア)(a), (b)

以上に加え、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」, 「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」を遵守する。

イ エントリーフォームにおける安全対策

ファンクラブ会員申込希望者がエントリーフォームにて送信する情報はすべてSSLにより暗号化された状態で送信される。セキュリティの確保された安全な通信手段によりデータの盗聴・改ざん、なりすましを防ぐ。なお、サーバは公式WEBサイトを構築した事業者が業務契約に基づき用意する。

ウ 受託者に求める安全対策

(ア) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (ウ)(n)

(イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ウ)(c), (e)

(ウ) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (ウ)(j), (n)

(エ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (ウ)(f), (i)

(オ) 情報の漏えいを防止するための措置 (ウ)(e), (i)

(カ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置

(ウ)(b), (h), (o)

(キ) その他受託者の安全対策を高めるための措置 (ウ)(d), (e), (g)

(ク) 日常的な安全対策 (ウ)(a), (k), (l), (m)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

ただし、コンピュータ処理をする個人情報について、会員申込者が送信する個人情報のうち、年代及び性別は会員申込者の任意とするよう整理することを条件とする。

以 上